

立命館大学学位規程

昭和28年9月24日

規程第42号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館大学学則(以下「学則」という。)第55条および立命館大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第50条にもとづき、本大学における学位および学位の授与に関する事項を定めるものである。

(学位の種類)

第2条 本大学において授与する学位は、学士、修士、博士および専門職学位とする。

(専攻分野等の名称)

第3条 学士、修士、博士および専門職学位に、附記する専攻分野名または専門職学位名および英文学位名称を学部の学科および研究科の専攻毎に次の各号のとおり定める。

(1) 学士学位

学部名	学科名	専攻分野名	英文学位名称
法学部	法学科	法学	Bachelor of Laws
経済学部	経済学科	経済学	Bachelor of Arts
経営学部	経営学科	経営学	Bachelor of Arts
	国際経営学科	経営学	Bachelor of Arts
産業社会学部	現代社会学科	社会学	Bachelor of Arts in Social Sciences
文学部	人文学科	文学	Bachelor of Arts
理工学部	電気電子工学科	工学	Bachelor of Engineering
	機械工学科	工学	Bachelor of Engineering
	都市システム工学科	工学	Bachelor of Engineering
	環境システム工学科	工学	Bachelor of Engineering
	ロボティクス学科	工学	Bachelor of Engineering
	数理科学科	理学	Bachelor of Science
	物理科学科	理学	Bachelor of Science
	電子情報工学科	工学	Bachelor of Engineering
	建築都市デザイン学科	工学	Bachelor of Engineering
国際関係学部	国際関係学科	国際関係学	Bachelor of Arts in International Relations
政策科学部	政策科学科	政策科学	Bachelor of Arts in Policy

			Science
情報理工学部	情報理工学科	工学	Bachelor of Engineering
映像学部	映像学科	映像学	Bachelor of Image Arts and Sciences
薬学部	薬学科	薬学	Bachelor of Pharmacy
	創薬科学科	薬科学	Bachelor of Pharmaceutical Sciences
生命科学部	応用化学科	理学	Bachelor of Science
		工学	Bachelor of Engineering
	生物工学科	工学	Bachelor of Engineering
	生命情報学科	理学	Bachelor of Science
		工学	Bachelor of Engineering
生命医科学科	理学	Bachelor of Science	
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	スポーツ健康科学	Bachelor of Sport and Health Science
総合心理学部	総合心理学科	心理学	Bachelor of Psychology

(2) 修士学位

研究科名	専攻名	専攻分野名	英文学位名称
法学研究科	法学専攻	法学	Master of Laws
経済学研究科	経済学専攻	経済学	Master of Economics
経営学研究科	企業経営専攻	経営学	Master of Science in Business Management
社会学研究科	応用社会学専攻	社会学	Master of Arts in Sociology
国際関係研究科	国際関係学専攻	国際関係学	Master of Arts in International Relations
政策科学研究科	政策科学専攻	政策科学	Master of Arts in Policy Science
応用人間科学研究科	応用人間科学専攻	人間科学	Master of Science for Human Services
文学研究科	人文学専攻	文学	Master of Arts
	行動文化情報学専攻	文学	Master of Arts
理工学研究科	基礎理工学専攻	理学	Master of Science
		工学	Master of Engineering
	電子システム専攻	工学	Master of Engineering
	機械システム専攻	工学	Master of Engineering

	環境都市専攻	工学	Master of Engineering
情報理工学研究科	情報理工学専攻	工学	Master of Engineering
生命科学研究科	生命科学専攻	理学	Master of Science
		工学	Master of Engineering
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	学術	Master of Arts
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	言語教育情報学	Master of Arts in Language Education and Information Science
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	技術経営	Master of Technology Management
公務研究科	公共政策専攻	公共政策	Master of Public Policy
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	スポーツ健康科学	Master of Sport and Health Science
映像研究科	映像専攻	映像	Master of Image Arts

(3) 博士学位

研究科名	専攻名	専攻分野名	英文学位名称
法学研究科	法学専攻	法学	Doctor of Laws
経済学研究科	経済学専攻	経済学	Doctor of Philosophy
経営学研究科	企業経営専攻	経営学	Doctor of Philosophy
社会学研究科	応用社会学専攻	社会学	Doctor of Philosophy in Sociology
国際関係研究科	国際関係学専攻	国際関係学	Doctor of Philosophy
政策科学研究科	政策科学専攻	政策科学	Doctor of Philosophy in Policy Science
文学研究科	人文学専攻	文学	Doctor of Philosophy
	行動文化情報学専攻	文学	Doctor of Philosophy
理工学研究科	基礎理工学専攻	理学	Doctor of Science
		工学	Doctor of Engineering
	電子システム専攻	工学	Doctor of Engineering
	機械システム専攻	工学	Doctor of Engineering
	環境都市専攻	工学	Doctor of Engineering
情報理工学研究科	情報理工学専攻	工学	Doctor of Engineering
生命科学研究科	生命科学専攻	理学	Doctor of Science
		工学	Doctor of Engineering
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	学術	Doctor of Philosophy

テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	技術経営	Doctor of Philosophy in Technology Management
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	スポーツ健康科学	Doctor of Philosophy
薬学研究科	薬学専攻	薬学	Doctor of Pharmacy

(4) 専門職学位

研究科名	専攻名	専門職学位名	英文学位名称
法務研究科	法曹養成専攻	法務博士(専門職)	Juris Doctor
経営管理研究科	経営管理専攻	経営修士(専門職)	Master of Business Administration
教職研究科	実践教育専攻	教職修士(専門職)	Master of Education

(大学名の附記)

第4条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本大学名を附記するものとする。

第2章 学士学位

(学士学位の授与)

第5条 学士学位の授与は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(学士学位の授与の要件)

第6条 学士学位は、学則第54条に規定する卒業要件を満たした者に学長が授与する。

(学長への報告)

第7条 教授会において学士学位の授与を議決したときは、学部長は学長に報告しなければならない。

第3章 修士学位

(修士学位の授与)

第8条 修士学位の授与は、研究科委員会または研究科教授会(以下単に「研究科委員会」という。)の議を経て、学長が決定する。

(修士学位の授与の要件)

第9条 修士学位は、大学院学則第29条に規定する修了要件を満たした者に学長が授与す

る。

- 2 前項に規定する者のほか、前期課程と後期課程の区分を設けない博士課程(以下「一貫制博士課程」という。)において大学院学則第29条に規定する修了要件に相当する要件を満たした者にも、修士学位を授与することができる。

(授与申請)

第10条 修士学位の授与を申請する者は学位授与申請書に修士論文または特定の課題についての研究成果(以下、「修士論文等」という。)2部を添えて、所属の研究科長に申請するものとする。申請書類の様式は、様式第2(1)のとおりとする。

(資料等の提出)

第11条 研究科長は、修士論文等の審査のため必要があるときは、前条に定めるもののほか、別に資料等を提出させることができる。

(修士論文等の返付)

第12条 受理した修士論文等は、返付しない。

(修士論文等の審査および最終試験)

第13条 修士論文等の審査および最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行う。

- 2 審査委員会は、専攻分野および関連分野の教員3人以上によって組織し、うち1人を主査とする。ただし、研究科委員会が認める場合は、教員数を2人以上とすることができる。
- 3 前項に定める審査委員会には、当該研究科に属さない本大学または他大学等の教員等を含めることができる。
- 4 最終試験は、修士論文等に関連ある分野について試問を行う。

(審査および最終試験の期間)

第14条 修士論文等の審査および最終試験は、申請者の在学期間中に終了するものとする。

(修士学位の授与の審査)

第15条 審査委員会は、審査が終了したときは、様式第3(5)に定める論文等審査報告書により、その結果を研究科委員会に報告しなければならない。

- 2 研究科委員会は、前項の報告にもとづき、修士学位の授与のための審査を行う。
- 3 修士学位の授与の議決は、構成員の3分の2以上が出席する研究科委員会において、その3分の2以上の賛成を得なければならない。
- 4 前2項の定めにかかわらず、研究科委員会の構成員の一部の者をもって構成する学位審議委員会(この条において「審議委員会」という。)を置き、研究科委員会の定めるとこ

ろにより、審議委員会の議決をもって、研究科委員会の議決とすることができる。

- 5 前項の議決は、審議委員会の構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の賛成を得なければならない。

(学長への報告)

第16条 研究科委員会において修士学位の授与を議決したときは、研究科長は、論文等審査報告書により、学長および大学院学位委員会に報告しなければならない。ただし、様式第3(1)に定める合格判定報告書をもって、これにかえることができる。

第4章 博士学位

(博士学位の授与)

第17条 博士学位の授与は、研究科委員会および大学院学位委員会の議を経て、学長が決定する。

(博士学位の授与の要件)

第18条 博士学位は、大学院学則第32条、第35条または第35条の4に規定する修了要件を満たした者に学長が授与する。

- 2 前項のほか、本大学大学院が行う博士論文の審査に合格し、かつ前項の同課程を経た者と同等以上の学力を有することを確認された者に博士学位を授与する。

(授与申請)

第19条 博士学位の授与の申請は、次の各号のいずれかによる。申請書類の様式は、様式第2(2)または様式第2(3)のとおりとする。

- (1) 前条第1項による者にあつては、学位授与申請書に、博士学位申請論文3部、論文目録3部、履歴書2部、和文論文要旨3部および英文等論文要旨3部を添えて、所属の研究科長に申請する。
- (2) 前条第2項による者にあつては、学位授与申請書に、博士学位申請論文、論文目録各3部、住民票記載事項証明書、履歴書各2部、和文論文要旨3部、英文等論文要旨3部、写真1葉および別表第1による学位審査手数料を添えて、学長に申請する。
- (3) 前2号の定めにかかわらず、研究科長が必要と認めた場合は、和文論文要旨または英文等論文要旨の提出を免除することができる。

(資料等の提出)

第20条 研究科長は、博士論文の審査のため必要があるときは、前条に定めるもののほか、別に資料等を提出させることができる。

(博士論文の受理および審査の委嘱)

第21条 第19条第1号により、博士学位の申請があったときは、研究科長は、研究科委員会の議を経てこれを受理する。

2 第19条第2号により、博士学位の申請があったときは、学長は、その学位の専攻分野に対応する研究科委員会の議を経てこれを受理し、その研究科委員会に学位授与の審査を委嘱する。

(博士論文および学位審査手数料の返付)

第22条 受理した博士論文および学位審査手数料は、返付しない。

(博士論文の審査および最終試験または学力の確認)

第23条 博士論文の審査および最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行う。

2 第18条第2項に該当する者の博士論文の審査および学力の確認は、研究科委員会において審査委員会を設けて行う。

3 審査委員会は、専攻分野および関連分野の教員3人以上によって組織し、うち1人を主査とする。

4 前項に定める審査委員会には、当該研究科に属さない本大学または他大学等の教員等を含めることができる。

5 最終試験は、博士論文に関連ある分野について試問を行う。

(学力の確認)

第24条 前条第2項に規定する学力の確認は、博士論文に関連ある分野について試問(外国語についての試問を含む。)を行う。

2 前項の外国語については、研究科委員会が種類を定める。

(学力の確認の免除)

第25条 研究科委員会が、業績、経歴等により学力の確認を行い得ると認めるときは、試問の全部または一部を免除することができる。

2 本学大学院博士課程後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程に所定の年限在学し、大学院学則第32条または第35条に規定する修了要件を満たした者が再入学しないで第18条第2項による博士学位を申請したときは、標準修業年限の末日の翌日から起算して3年以内に限り、学力の確認を免除することができる。

(審査委員会における審査の期間)

第26条 審査委員会における審査は、申請書を受理してから1年以内に終了しなければならない。

(博士学位の授与の審査)

第27条 審査委員会は、審査が終了したときは、様式第3(6)に定める論文等審査報告書により、その結果を研究科委員会に報告しなければならない。

- 2 研究科委員会は、前項の報告にもとづき、博士学位の授与のための審査を行う。
- 3 博士学位の授与の議決は、構成員の3分の2以上が出席する研究科委員会において、無記名投票によりその3分の2以上の賛成を得なければならない。
- 4 前2項の定めにかかわらず、研究科委員会の構成員の一部の者をもって構成される学位審議委員会(この条において「審議委員会」という。)を置き、研究科委員会の定めるところにより、審議委員会の議決をもって、研究科委員会の議決とすることができる。
- 5 前項の議決は、審議委員会の構成員の3分の2以上が出席し、無記名投票によりその3分の2以上の賛成を得なければならない。

(学長への報告)

第28条 研究科委員会において博士学位の授与を議決したときは、研究科長は、論文等審査報告書により、学長に報告しなければならない。

(大学院学位委員会の審議)

第29条 学長は、前条の論文等審査報告書を大学院学位委員会の議に付さなければならない。

- 2 前項の議決は、大学院学位委員会の構成員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第5章 専門職学位

(専門職学位の授与)

第30条 専門職学位の授与は、研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

(専門職学位の授与の要件)

第31条 専門職学位は、大学院学則第42条に規定する修了要件を満たした者に学長が授与する。

(専門職学位の授与の審査)

第32条 専門職学位授与の議決は、構成員の過半数が出席する教授会において、その過半数の賛成を得なければならない。

- 2 前項の定めにかかわらず、研究科教授会の構成員の一部の者をもって構成される学位審議委員会(この条において「審議委員会」という。)を置き、教授会の定めるところにより、審議委員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

- 3 前項の議決は、審議委員会の構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の賛成を得なければならない。

(学長への報告)

第33条 研究科教授会において専門職学位の授与を議決したときは、研究科長は、様式第3(2)から様式第3(4)までに定める合格判定報告書により、学長および大学院学位委員会に報告するものとする。

第6章 博士論文の公表

(博士論文要旨等の公表)

第34条 大学は、博士学位を授与した日から3月以内に、博士学位の授与に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(博士論文の公表)

第35条 博士学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、博士学位の授与に係る論文の全文を本大学所定のリポジトリの利用により公表するものとする。ただし、博士学位を授与される前にインターネットの利用により既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の定めにかかわらず、博士学位を授与された者は、やむをえない事情がある場合には、本大学の承認を受けて、博士学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

- 3 前2項の規定により博士学位の授与に係る論文を公表するときは、立命館大学審査博士論文である旨を明記しなければならない。

第7章 学位の授与の証明

(学位の授与の証明)

第36条 学長は、様式第1(1)から様式第1(5)までに定める様式により学位記を授与して、学位の授与を証明する。

第8章 学位の授与の取消

(学位の授与の取消し)

第37条 学士、修士、博士または専門職学位の学位授与を受けた者で不正の方法によつた

事実が判明したとき、またはその名誉を汚す行為があったときは、学長は、学士にあっては教授会、修士、博士または専門職学位にあっては研究科委員会および大学院学位委員会の議を経て、既に授与した学位を取り消すことがある。

- 2 前項の議決は、構成員の3分の2以上の賛成を得なければならない。
- 3 学長は、第1項の決定があったときは、その旨を公表する。
- 4 学位授与を取り消された者は、学位記を返付しなければならない。

第9章 雑則

(修士論文等および博士論文の保管)

第38条 修士論文等および博士論文は、別に定めるところにより、本大学に保管する。

(記録の保管)

第39条 学長は、修士学位および博士学位を授与したときは、様式第3(5)および様式第3(6)に定める論文等審査報告書に必要事項を記録し、これを保管するものとする。

(報告)

第40条 学長は、博士学位を授与したときは、授与したときから3月以内に、様式第3(7)に定める学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(規程の改廃)

第41条 この規程の改廃は、大学協議会において行う。

附 則 (2016年2月19日 経済学部国際経済学科の募集停止、情報理工学部の学科再編、教職研究科の設置等に伴う一部改正)

- 1 この規程は、2017年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、改正後の第3条第1号は、経済学部国際経済学科または情報理工学部
に2017年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

別表第1 学位審査手数料(第18条関連)

学位授与申請者の内訳		手数料
第18条第1項によるもの	博士課程在学者	0
第18条第2項によるもの	本法人の設置する学校の専任教職員	100,000円
	上記以外の者	200,000円

様式第1 学位記の様式(第36条関連)

(1) 学士の学位記の様式

イ 日本語様式

*1〇〇〇〇〇	
	卒業証書・学位記
館印	
	氏名
	(西暦) 年 月 日生
本学〇〇学部〇〇学科(*2)所定の課程を修めたので卒業したことを認め学士(〇〇学)の学位を授与する	
(西暦) 年 月 日	
	立命館大学〇〇学部長 印
	立命館大学長 印

*1には学生証番号を表記する。

*2には、学部・学科以外のその他の名称を記述する。

ロ 日英二言語様式

*1〇〇〇〇〇	
	Ritsumeikan University
	卒業証書・学位記
	学生氏名日本語表記
	学生氏名英語表記
	Born on Month Day,Year
立命館大学〇〇学部〇〇学科の所定の課程を修めたので卒業したことを認め学士(〇〇〇学)の学位を授与する	
	is hereby granted the degree of Bachelor of 〇〇〇〇〇
	having fulfilled the conditions prescribed by the College of 〇〇〇〇〇
	Month Day Year
〇〇〇学部長	Dean,College of 〇〇〇
〇〇〇〇〇〇	印 英文サイン
立命館大学学長	President
〇〇〇〇〇〇	印 英文サイン

*1には学生証番号を表記する。

(2) 修士の学位記の様式

イ 博士課程前期課程または修士課程を修了した者に授与する学位記の様式
日本語様式

*3○○○○○

学位記

氏名

(西暦) 年 月 日生

立命館大学大学院○○○研究科○○専攻の修士課程において所定の課程を修了したので修士(○○立命館大学)の学位を授与する

(西暦) 年 月 日

立命館大学長 ○○ ○○

英語様式

○○○○*3

Ritsumeikan University

(氏名)

born on (生年月日)

is hereby granted the degree of

(学位名)

in recognition of the successful completion of

all requirements for the major in (専攻名)

at the Graduate School of (研究科名)

at Ritsumeikan University

(修了年月日)

(英文サイン)

(学長名)

President, Ritsumeikan University

*3には学生証番号を表記する。

ロ 一貫制博士課程を退学し、修士の学位を得る者に授与する学位記の様式

*4○○○○○

学位記

氏名

(西暦) 年 月 日生

立命館大学大学院○○○研究科○○専攻において修士課程の修了に相当する要件を満たしたので修士(○○立命館大学)の学位を授与する

(西暦) 年 月 日
立命館大学長 ○○ ○○

*4には学生証番号を表記する。

(3) 博士の学位記の様式(第18条第1項関連)

学位記

氏名
(西暦)年 月 日生

右は立命館大学大学院○○○研究科○○専攻の博士課程において学位論文を提出して所定の審査および最終試験に合格したので博士(○○学 立命館大学)の学位を授与する

(西暦)年 月 日
立命館大学長
博甲第 号

(4) 博士の学位記の様式(第18条第2項関連)

学位記

氏名
(西暦) 年 月 日生

右は立命館大学に学位論文を提出し所定の審査および試験に合格したので博士(○○学 立命館大学)の学位を授与する

(西暦)年 月 日
立命館大学長
博乙第 号

(5) 専門職学位の学位記の様式

イ 法務博士の学位記の様式

*5○○○○○

学位記

氏名
(西暦) 年 月 日生

立命館大学大学院法務研究科法曹養成専攻において所定の課程を修了したので法務博士(専門職 立命館大学)の学位を授与する

(西暦) 年 月 日
立命館大学長 ○○ ○○

*5には学生証番号を表記する。

ロ ○○修士の学位記の様式

*6○○○○○
学位記
氏名
(西暦) 年 月 日生
立命館大学大学院○○○研究科○○専攻の専門職学位課程において所定の課程を修了したので○○修士(専門職 立命館大学)の学位を授与する
(西暦) 年 月 日
立命館大学長 ○○ ○○

*6には学生証番号を表記する。

様式第2 学位授与申請に関する書類

(1) 修士の学位授与申請書の様式(第10条関連)

学位授与申請書
(西暦) 年 月 日
立命館大学大学院 学研究科長 殿
学研究科 専攻 氏名 印
立命館大学学位規程により修士(学)の学位の授与をうけたく学位論文または特定の課題についての研究成果2部を添えて申請いたします。
論文目録
主論文 題名
参考論文 題名

(立命館大学)

(2) 博士の学位授与申請書の様式(第19条第1号関連)

学位授与申請書
(西暦) 年 月 日

立命館大学大学院	
学研究科長	
殿	
	学研究科 専攻
	氏名 印
立命館大学学位規程により博士(学)の学位の授与をうけたく学位論文3部に下記書類、記録媒体を添えて申請いたします。	
記	
1 論文目録	3部
2 履歴書	2部
3 主論文要旨	
和文および(原則として)英文	各3部
主論文要旨の記録媒体	1

(立命館大学)

(3) 博士の学位授与申請の様式(第19条第2号関連)

学位授与申請書		
		(西暦) 年 月 日
立命館大学長		
殿		
		住所
		氏名 印
立命館大学学位規程により博士(学)の学位の授与をうけたく学位論文3部に下記書類および学位審査手数料を添えて申請いたします。		
記		
1 論文目録	3部	
2	住民票記載 事項証明書	2部
3 履歴書	2部	
4 写真	1葉	
5 主論文要旨		
和文および(原則として)英文	各3部	
主論文要旨の記録媒体	1	

(立命館大学)

(4) 論文目録の様式(第19条第1号および第2号関連)

論文目録					立命館大学
	報告番号	第 号	氏名		
	主論文				
	題名				冊数
	()				
	副論文				
	題名				冊数
	()				
	参考論文				
	題名				冊数
	()				
	題名				冊数
	()				

(註)既に印刷公表したものについては、その方法および年月日、未公表のものについては、公表の方法および時期を()内に記入すること。

様式第3 その他関係書類の様式

(1) 合格判定報告書の様式(第16条ただし書関連)

合格判定報告書									
								(西暦) 年 月 日	
立命館大学長									
殿									
								学研究科長	印
下記の者が、本学大学院学則および学位規程に定める修了要件を満たし、修士の学位授与の審査に合格したことを報告いたします。									
記									
専攻	回生	氏名 (生年月日)	学位の種類	論文題名	審査委員	○印主査	論文以外の修了要件		
		()	修士 (学)			○	済・未		
		()	修士 (学)			○	済・未		

		()	修士 (学)		○	済・未
		()	修士 (学)		○	済・未
		()	修士 (学)		○	済・未
		()	修士 (学)		○	済・未
		()	修士 (学)		○	済・未
		()	修士 (学)		○	済・未
		()	修士 (学)		○	済・未
		()	修士 (学)		○	済・未

(2) 合格判定報告書の様式(法務研究科)(第33条関連)

合格判定報告書						
						(西暦) 年 月 日
立命館大学長						
殿						
						法務研究科長 ○○ ○○ 印
下記の者が、本学大学院学則および学位規程に定める修了要件を満たし、法務博士(専門職)の学位授与の審査に合格したことを報告いたします。						
記						
	専攻	回生	氏名	生年月日	学位の種類	区分
	法曹養成	3	○○ ○○	1900年4月 1日	法務博士 (専門職)	法学未修者
	法曹養成	2	○○ ○○	1901年4月 1日	法務博士 (専門職)	法学既修者

(3) 合格判定報告書の様式(経営管理研究科)(第33条関連)

合格判定報告書						
(西暦) 年 月 日						
立命館大学長 殿						
経営管理研究科長 ○○ ○○ 印						
下記の者が、本学大学院学則および学位規程に定める修了要件を満たし、経営修士(専門職)の学位授与の審査に合格したことを報告いたします。						
記						
	専攻	回生	氏名 (生年月日)	学位の種類	修了要件	
	経営管理		氏名 ()	経営修士 (専門職)	済・未	

(4) 合格判定報告書の様式 (教職研究科) (第33条関連)

合 格 判 定 報 告 書				
(西暦) 年 月 日				
立命館大学長 殿				
教職研究科長 ○○ ○○ 印				
下記の者が、本学大学院学則および学位規程に定める修了要件を満たし、教職修士(専門職)の学位授与の審査に合格したことを報告いたします。				
記				
専攻	回生	氏 名	生年月日	学位の種類
実践教 育				教職修士(専門職)
実践教 育				教職修士(専門職)
実践教 育				教職修士(専門職)

(5) 修士の論文等審査報告書の様式(第39条関連)

論文等審査報告書(修士)				_____学研究科
氏名・生年月日		(西暦) 年 月 日生		
入学年度	(西暦) 年4月入学			
学位の種類	修 士 (学)	授与年月日	(西暦) 年 月 日	
学位論文等の題名				
審査委員	(主査)			
論文等の 審査の結 果の要旨				
試験結果 の要旨				

(6) 博士の論文等審査報告書の様式(第39条関連)

論文等審査報告書(博士)				_____研究科
氏名・生年月日		(西暦) 年 月 日生		
最終卒業学校名	(西暦) 年 月	卒業 修了見込 修了 単位取得退学 中退 満期退学		
学位の種類	博 士 (学)	授与年月日	(西暦) 年 月 日	
学位授与の要件	本学学位規程第18条第 項該当者		学位規 則 第 4 条 第 項	
学位論文の題名				
審査委員	(主査)			

	論文内容の要旨		
	論文審査の結果の要旨		
	試験または学力確認の結果の要旨		

(7) 学位授与報告書の様式(第40条関連)

学位(博士)授与報告書

立命館大学大学院

報告 番号	博士 の専 攻分 野の 名称	博士の学位を授与された者				博士課程の修了等の状 況			博士 論文 名	授与 年月 日	博士 論文 受理 年月 日	論文 審査 終了 年月 日
		(ふり がな) 氏名	性別	生年 月日	本籍	大 学 院 名	研 究 科(専 攻)名	修 了 (中退) 年 月 日				
甲 第 号 乙	博 士 ()				都 道 府 県							
甲 第 号 乙	博 士 ()				都 道 府 県							
甲 第 号 乙	博 士 ()				都 道 府 県							

甲 第 号 乙	博 士 ()				都 道 府 県							
甲 第 号 乙	博 士 ()				都 道 府 県							
甲 第 号 乙	博 士 ()				都 道 府 県							
甲 第 号 乙	博 士 ()				都 道 府 県							